

新潟県農業再生協議会 次第

令和7年2月14日（金）
新潟県自治会館 201 会議室

1 開会

2 情勢報告

3 協議事項

(1) 令和7年産米の需要に応じた生産及び産地交付金の活用方針について

(2) 新潟米基本戦略の改定について

4 閉会

新潟県農業再生協議会 出席者名簿

令和7年2月14日（金）10:00～
新潟県自治会館 201会議室

1. 会員

	氏名	所属・役職	備考
会長	石山 章	新潟県農業会議 会長	
副会長	窪田 稔博	新潟県 農林水産部長	
副会長	横尾 良輝	新潟県農業協同組合中央会 専務理事	
会員	高野 洋	全国農業協同組合連合会新潟県本部 県本部長	
会員	関口 眞佐徳	新潟県主食集荷商業協同組合 理事長	欠席
会員	山口 和茂	新潟県担い手育成総合支援協議会 事務局長	
監事	坪谷 満久	新潟県土地改良事業団体連合会 専務理事	
監事	佐々木 豊	新潟県農業共済組合 組合長理事	

2. 専門委員

	氏名	所属・役職	備考
専門委員	丸山 博	新潟県農業法人協会 会長	
専門委員	坪谷 利之	新潟県認定方針作成者連絡協議会 会長	
専門委員	佐藤 寛	新潟市農林水産部農林政策課 課長	代理出席 松川 正伺 課長補佐
専門委員	吉田 文彦	J A えちご中越 経営管理委員会会長	代理出席 難波 英洋 常務理事
専門委員	羽深 真一	J A えちご上越 経営管理委員会会長	代理出席 山岸 雅行 代表理事理事長

3. オブザーバー

	氏名	所属・役職	備考
オブザーバー	田口 将之	北陸農政局新潟県拠点 地方参事官	代理出席 渡邊 勝文 総括農政推進官

新潟県農業再生協議会資料

- 1 需要見通しの変更のポイントについて
- 2 水田政策の見直しの方向性について(概要)
「おいしい日本のお米を世界へ!」プロジェクト
- 3 食料供給困難事態対策法について
- 4 水稲作況調査について

令和7年2月14日

北陸農政局新潟県拠点

需給見通しの変更のポイント

- 6年産の主食用米の生産量が
10月公表の683万トンから
12月公表の679万トンに下方修正されたことを踏まえ、
米の基本指針における需給見通しも修正。
- 7年産の主食用米の生産の見通しは683万トンで据置き

<10月基本指針>	<今回基本指針(案)>
-----------	-------------

【令和6/7年の主食用米等の需給見通し】

		(単位:万トン)	(単位:万トン)
令和6年6月末民間在庫量	A	153	153
令和6年産主食用米等生産量	B	683	679
令和6/7年主食用米等供給量計	C=A+B	836	832
令和6/7年主食用米等需要量	D	674	674
令和7年6月末民間在庫量	E=C-D	162	158

〔在庫率 23%〕

【令和7/8年の主食用米等の需給見通し】

		(単位:万トン)	(単位:万トン)
令和7年6月末民間在庫量	E	162	158
令和7年産主食用米等生産量	F	683	683
令和7/8年主食用米等供給量計	G=E+F	846	841
令和7/8年主食用米等需要量	H	663	663
令和8年6月末民間在庫量	I=G-H	182	178

〔在庫率 27%〕

【基本指針の変更に関する生産、集荷、在庫等の状況】

- ・ 5年産の主食用米の生産量 661万トン
- ・ 6年産の主食用米の生産量 679万トン (対前年差+18万トン)
- ・ 主要集荷業者の集荷数量 216万トン (対前年差▲21万トン)
- ・ 主要集荷業者の在庫量 197万トン (対前年差▲48万トン)
- ・ 主要卸売業者の在庫量 56万トン (対前年差+4万トン)
- ・ 主要卸売業者の販売状況 対前年比▲3.8% (令和6年7月~12月)

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

1 備蓄運営の基本的な考え方

(1) 政府が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

①～③ (略)

④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

なお、加工原材料用販売(従来から販売している備蓄米のうち精米形態で保管する米穀の販売を除く。)については、前年産の加工原材料用の国内産米の供給量が大きく減少し、米加工品製造業者による当年産への切替えの前倒し及び第4のミニマム・アクセス米への代替が行われてもなお端境期の供給が不足すると認められる場合において、当年8月以降の入札により行うものとする。

⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定としています。

(2) 他方、毎年11月30日までにを行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

(3) また、(1)の⑤の放出及び(2)の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後(1年以内)に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします(買戻し条件付売渡し)。

(4) なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとする。

米の円滑な流通の確保のための対応案の検討

- 生産量は前年産より多い一方で、集荷の大
宗を担う全農系・全集連系に米が集まってい
ない（対前年▲21万トン（12月末時点））
ことから、生産者や小規模な集荷業者が在庫
を保有・積増ししていると推察。

- 在庫が分散していることで、円滑な供給に
滞りが生じている状況。



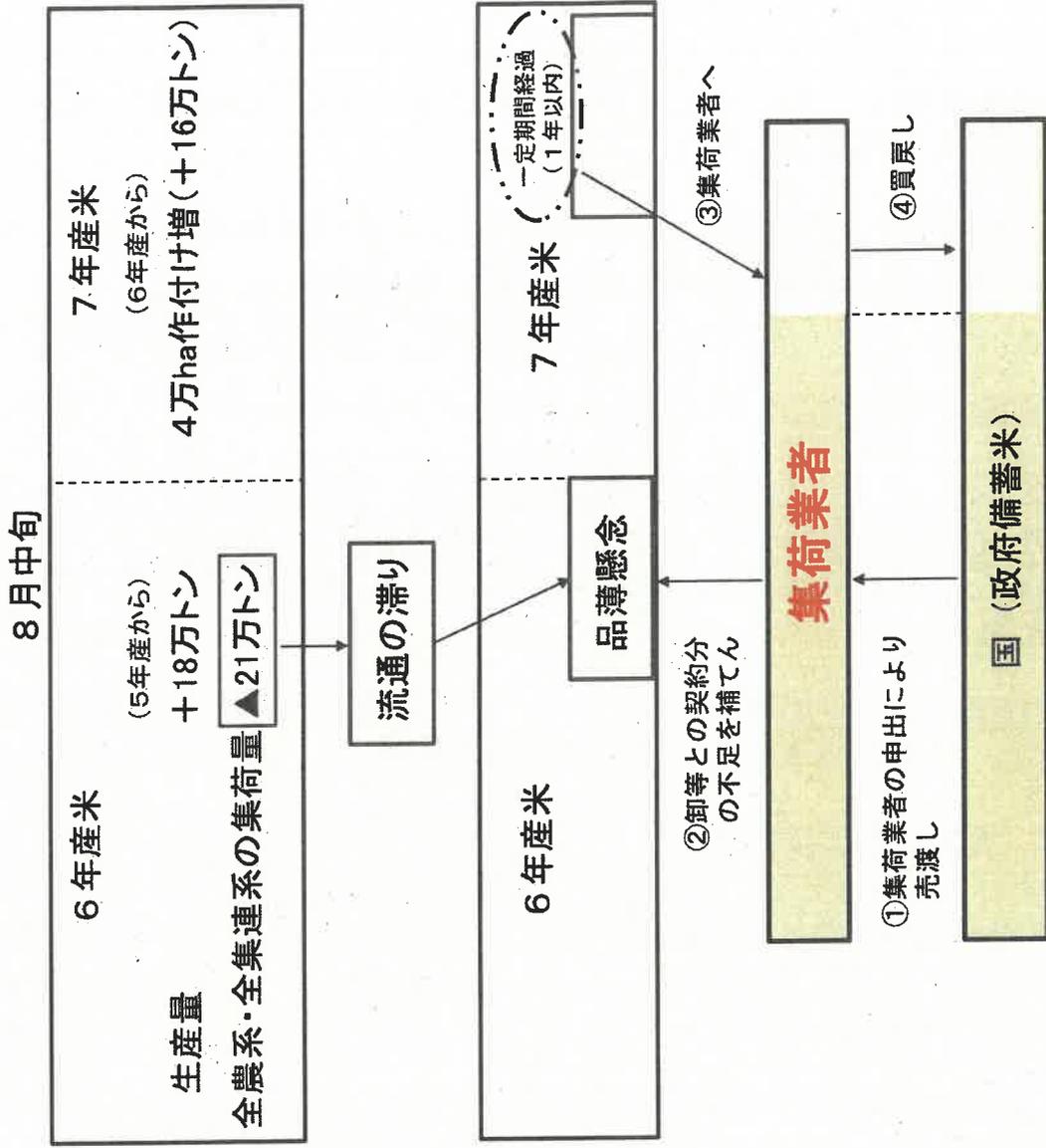
【調査】

- 食糧法に基づき、毎月調査している大規模な
集荷業者・卸売業者に加えて、生産者や小規模
な集荷業者・卸売業者の在庫状況の調査を実施

【買戻し条件付き売渡し】

- 全体として供給に不足が生じているものでは
ないものの、通常の供給ルートではない流通が
増えたことで供給が滞っている可能性が高い。
このため、昨年の品薄のようなことが起きな
いよう、政府備蓄米の集荷業者向けの買戻し条
件付きの売渡しを検討。

○ 買戻し条件付き売渡しのイメージ（案）



水田政策の見直しの方向性について（概要）

水田政策を、以下の方向で令和9年度から**根本的に見直す検討**を本格的に開始。

- 1 水田を対象として支援する水活を、以下のとおり、**作物ごとの生産性向上等への支援へと転換**。
このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。
〔※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。〕
- 2 米については、国内外の**需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良**等の生産性向上策等を強力に推進。
輸出を含めた米需要拡大を目指し、**新市場開拓用米、米粉用米**等を支援。
- 3 国産飼料の生産性向上を図るため、**飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興**を図る。
- 4 麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、**水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討**。
- 5 **有機や減農薬・減肥料等について支援（主食用米も対象）**。
- 6 農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながら**より多くの離農農地の引き受け**を進めていけるよう、**農地の集約化等への支援制度**について、**既存制度を見直し、強化**。
- 7 産地交付金について、現場の実態を**調査・検証**した上で、**水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域**も含め、地域の事情に応じた**産地形成が促進される**仕組みとする**見直しを検討**。
- 8 **中山間地域等直接支払**について、条件不利の実態に配慮し、**支援を拡大**。
多面的機能支払について、**活動組織の体制を強化**。
- 9 予算は、**現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用**。
このように、**構造転換に必要な予算をしっかりと確保**していく。

「おいしい日本のお米を世界へ！」プロジェクト

- 1 現在、米の輸出実績は、年間で約4万トン(2024年(1月~11月)の輸出実績)となっているが、今後、米の輸出を更に拡大していくために、米の輸出に関する目標値を設定。

具体的な**米の輸出に関する目標値**については、食料・農業・農村政策審議会の議論や、各党の御意見も踏まえ、**今後、検討**。

- 2 **米の輸出を更に拡大**していくためには、**米の生産コストの低減が最も大きな課題**となる。

輸出業者聞き取りによる**輸出米の生産費の採算ライン**は、カリフォルニア産と競合が可能な**約9,500円**であるが、現在、国内農家の60kg当たりの**平均生産コストは約1万6,000円**であり、**8,000円を下回っている経営体は全体の0.6%、作付面積でも全体の2%に留まっている状況**。

- 3 このため、**低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成**することとし、以下の**生産性向上の取組**を強力に進める。

- ・ **農地の集積・集約化**(輸出を行う経営規模**15ha以上の経営体**の作付面積を拡大)による**分散錯圃の解消**
- ・ **農地の大区画化**(1ha以上の団地の農地を新たに整備)
- ・ **品種改良、多収量品種の作付け拡大**(現行より**単収1割増**(約600kg/10a)の「**にじのきらめき**」等の作付けを**更に拡大**)
- ・ 大区画化を活かした**スマート技術の活用**(全経営耕地面積に占める**スマート農業技術・機械の活用割合を50%以上に向上**)
- ・ 上記取組により**大規模輸出に取り組む輸出産地を30産地形成**(本産地からの輸出が**輸出全体の過半以上を占める姿を実現**)

- 4 あわせて、海外ニーズが高い**有機米の作付け拡大**を進めるとともに、ニーズ等の調査を行いながら**海外における需要拡大**を図ることとし、以下の取組を強力に進める。

- ・ 日本食の**プロモーション**や**商流構築**、国内外一貫してつなぐ**サプライチェーンのモデル構築**、**日系外食企業(おにぎり屋、日本食レストラン等)の海外進出、インバウンドと輸出の好循環の形成**等を推進し、**使用量を拡大**

食料供給困難事態対策とは

- 近年、世界的に食料の生産・供給が不安定化する中、不測の要因により我が国の食料供給が大幅に不足するリスクが増大。
- 食料が不足した場合には、国民生活や国民経済に大きな影響が生じることから、こうした事態を未然に防止し、又は早期の解消を図るため、食料供給が不足する兆候の段階から、政府一体となって供給確保対策を講ずる法律「食料供給困難事態対策法」が、第213回国会にて成立し、令和6年6月に公布。(令和7年4月1日に施行予定)

世界の食料安全保障に関するリスクの高まり

世界人口の増加など食料需要の増加

- これまで
- ・ 単収の増加
 - ・ 収穫面積の増加 (森林の開発等)
- により対応してきたが、さらなる増加には限界

供給を不安定化させる要因の多様化、影響の深刻化

異常気象の頻発化、
被害の激甚化

干ばつ、高温等による
世界同時不作等

家畜伝染病や植物病害虫
の侵入・まん延リスクの増大

アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等による
生産、輸入への影響

新たな感染症の
発生リスクの高まり

感染症による国内外の物流
サブライチェーンへの影響

その一方

穀物等の畜産需要や
非食用需要の増加

新興国・途上国の畜産需要
や、バイオ燃料需要の増加

地政学的リスクの高まり

政治情勢に起因した食料や
肥料貿易の制限・規制等

輸入競争の激化

需給ひっ迫時の
買い負けリスク

これまでの体制・既存制度上の課題

政府の体制

不測時には、政府全体での取組が必要である一方、
政府の意思決定や指揮命令を行う体制やその整備に関する
仕組みは存在しなかった

既存法制度

不測時の対応に関し、既存法制度には
対象物品や対象場面が限定的、措置の内容が十分ではない
といった課題があった

【不測時に必要な対策(例)】

消費者への情報提供

消費者の不安解消に
向けた情報提供等

【消費者庁】

輸入の確保

外交対応、通関手続きの
迅速化と安全性確保の両立、
関税の軽減・減免等

【外務省、財務省、厚生労働省】

物流の確保

食料や生産資材の運送円
滑化、保管施設の確保等

【国土交通省】

(国民生活安定緊急措置法)

一般物価が高騰する場合は対応を行うことができない

出荷に関して業種間の配分の調整などを行うことができない

(買占め等防止法)

買占め又は売惜しみが行われるなど問題が明らかとなった場合し対応を行うことができない

(食糧法)

米のみ

食料供給困難事態対策法の全体概要と主なポイント

ポイント2：深刻度に応じて事態を区分

ポイント1：兆候の段階から政府対策本部を立上げ、政府一体となって対応する体制を構築

ポイント3：対象となる食料と資材を政令指定

事態の段階

平時

異常気象や動植物疾病の発生など
特定食料の供給が大幅に不足する
兆候の段階

食料供給困難兆候

特定食料の供給が大幅に不足し、
国民生活等に実体上の支障が生じた段階

食料供給困難事態

(目安となる基準：(想定)
供給量が平時の2割以上減、買占めや価格高騰等が発生)

国民が最低限度必要な食料供給が
確保されないおそれのある段階

(目安となる基準：(想定)
1人1日当たりの供給熱量が現在の摂取熱量である
1,850kcalを下回る(おそれ)

政府の体制

ポイント4：平時・不測時の対策の基本的な考え方を基本方針として策定

【政府対策本部】

- 農相の報告をもとに、総理大臣が設置
- 総理と全ての国務大臣により構成
- 事態の深刻度に応じ、関係省庁が行う対策(実施方針)を決定

主な措置

- ✓ 食料の需給状況、価格動向、民間在庫などの情報収集・分析

- ✓ 事業者にて特定食料・特定資材について、

- ・出荷販売の調整
 - ・輸入の促進
 - ・生産の促進
- など供給確保の取組を要請

※より深刻な事態でも「要請」が基本

- ✓ 事業者にて特定食料・特定資材について、

- ・出荷販売の調整
 - ・輸入の促進
 - ・生産の促進
- など供給確保の計画の作成・届出を指示

<本部による公示(事態の宣言)>

- ・事態の進行に応じ実施方針を見直し

<本部による公示(事態の宣言)>

- ・事態の進行に応じ実施方針を見直し

必要ない供給量が確保できない場合

- ✓ 事業者にて供給確保の計画の変更を指示

- ✓ 生産者に熱量等を重視した生産(生産転換)の要請、計画作成・届出の指示

- ✓ 割当て・配給の実施
(国民生活安定緊急措置法に基づく措置)

ポイント6：対策の実効性を担保するための措置(財政措置等)

ポイント5：事業者への要請など供給確保のための措置

参考：食料供給困難事態対策法における罰則規定に関する質問と回答①

Q 1 国が生産者に増産を強制し、従わなければ罰金を科す法律なのですか？

A 違います。

この法律では、

- まず、**食料供給が大幅に減少する兆候の段階から**、国は供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の食料供給に携わる事業者（出荷販売業者、輸入業者、生産者等）の方々に、**供給確保の要請**を行うこととしています。この要請は**自主的な取組を促すもの**であり、できる範囲のもので構いません。
- この要請を行ってもなお、**食料供給が大幅に減少し、国民生活等に支障が生じる事態に至った場合に限り**、国は、供給確保のために、必要に応じ、最低限必要な範囲で、出荷販売や輸入に携わる一定規模以上の者に対し、出荷販売や輸入に関する計画の作成・届出の指示を行い、出荷販売や輸入の促進で事態の解消が困難と見込まれる場合には、一定規模以上の担い手の方々に生産に関する計画の**作成・届出の指示**を行うこととしています。

- この計画については、**国として供給量を把握するために行うもの**であり、計画は事業者にとつてできる範囲のものでよく、**必ずしも増産する内容のものでなくて構いません**。

このように、本法に基づく措置は、**要請を基本とし**、計画の作成・届出の指示を行う際も、国として供給量を把握するために、**供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の事業者に限定して指示**することを想定しています。

（生産計画についての詳細はQ 4を参照）

また、上述の通り、届出いただく計画の内容は**必ずしも増産するものである必要はなく、事業者（生産者）の実現可能な内容で構いません**。また、仮に計画どおりに実施できなくても罰金の対象になりません。

→ P.9,11,12参照

Q 2 どのような場合に罰金が科されるのですか？それはなぜですか？

A 国からの**計画の作成・届出の指示**に対して、**届出を行わなかった場合に20万円以下の罰金を規定**しています。

計画は、**国として確保可能な供給量を正確に把握し、必要な対策を適切に検討・実施していく上で不可欠なものであるため**、国民生活等への支障を最小限に抑える観点から**確実に届出いただくために規定**しています。

→ P.15参照

参考：食料供給困難事態対策法における罰則規定に関する質問と回答②

Q 3 計画を届出しないで事業者（農家を含む）に罰金を科す法律なんて聞いたことがないですが、厳しすぎるのではないですか？

A 不測時に事業者の方々に計画の作成・届出を指示し、届出しない場合に罰金を科す法律は他にもあり、他の類いの法律でも罰金の内容は一律20万円以下となっています。

例えば国民生活安定緊急措置法では、食料を含む生活関連物資等を対象に、事業者（食料の場合はその生産者）が計画の届出をしない場合に罰金が科されるものとなっています。

→ P.17参照

Q 4 生産計画の作成・届出の指示は誰に行うのですか？

A 法律では、生産者に対する要請をしてもなお事態の解消が困難な場合に、生産の促進を図る必要がある品目を現在生産している者のほか、現在は生産していないが生産できる見込みがある者に対して指示できることとなり、このうち、供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の生産能力を有する担い手などに限定して指示することを想定しています。

このため、例えばコメの生産を促進する場合に、そもそもコメの生産に必要な土地や機械、技術を持っていない花農家や畜産農家などに指示を行うことはありません。

→ P.14参照

例えば以下のような内容・情報は正しくありませんので、ご注意ください。

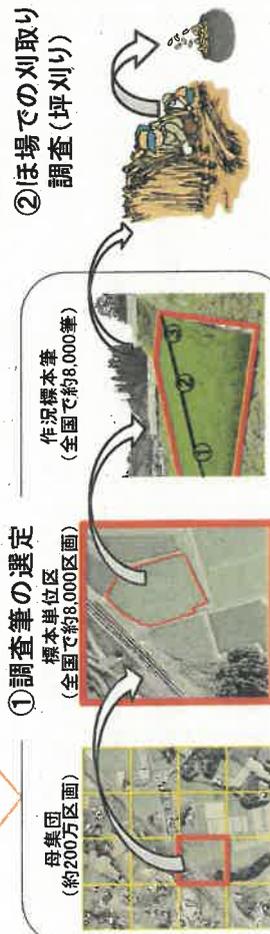
- 「国が増産を指示」
… 指示は『生産計画』の作成・届出であり、増産は強制しません。基本方針にも明記予定です。
- 「花農家にコメやイモなど無理やり作らせる」
… 法律上、そもそもコメやイモを生産できない農家に要請や指示できない仕組みです。
- 「増産しなければ罰金が科される」
… 罰金は計画を届出しない場合に限って科されるもので、増産の有無は関係しません。
- 「有事には支援せず命令だけを行う」
… 要請等を行う場合、必要な財政上の措置その他の措置を講ずる旨、法律上明記されています。
- 「食料の配給制度が平時から始まる」
… この法律で新たに配給に関する制度が措置されたわけではありません。
特に深刻な事態に至った場合に限り、他の法制度の下で実施するものです。

水稻作況調査について

- 水稻作況調査は、標本調査を実施しており、全体の縮図となるように水稻作付ほ場から無作為に調査筆を選定（全国で約8,000筆）し、実測調査により10a当たり収量の平均値を算定。飯用に供し得る玄米の全量を把握するため、収量基準を農産物規格規程三等以上かつ1.70mm以上のふるい目幅としている。
- 作況指数は、収穫量全体の多少ではなく、10a当たり収量の多少を平年収量と比較して示している指標。農家の実感を踏まえ、都道府県ごとに、最も多くの農家が使用しているふるい目幅で算定。
- 生産現場の実態を踏まえふるい目幅別に推定した10a当たり収量、収穫量も公表。

○ 水稻作況調査の仕組み

全国の全ての土地を200m四方（北海道は、400m四方）に区切って編成した区画から、無作為に区画を抽出し、水稻が作付けされているほ場1枚を作況標本筆として無作為に抽出



※飼料用米など食用以外の用途のほ場は選定しない。

○ 作況指数

$$\text{作況指数} = \frac{\text{10a当たり収量 (農家ふるい目幅ベース)}}{\text{10a当たり平年収量 (農家ふるい目幅ベース)}} \times 100$$

10a当たり平年収量は、気象などが平年並みに推移したと仮定した場合の10a当たり収量として算定

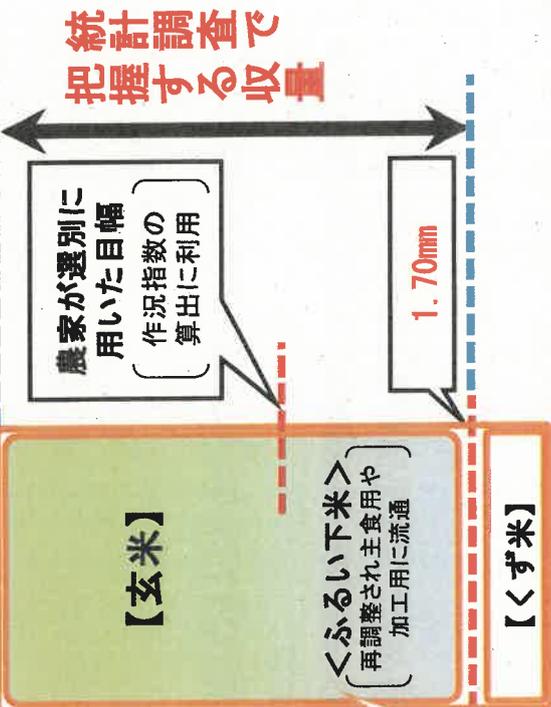
都道府県ごとに最も多くの農家が使用しているふるい目幅

○ 収穫量調査の基準

再選別
三等以上の重量を収量として集計するため、三等不合格の場合、三等に達するまで被害粒を除去

品位検査

手刈りでの調査のため、倒伏の程度等を踏まえたコンバインによる収穫ロス率を定め、収量から控除



○ ふるい目幅別10a当たり収量、収穫量

全国・農業地域別・都道府県別に公表

全国	1.70mm以上				1.80mm以上				1.90mm以上				2.00mm以上				
	540	592	588	530	522	508	443	567	576	562	448	542	440	534	395	414	300
全	7,345,000	7,294,000	7,205,000	7,095,000	6,994,000	6,030,000	7,345,000	7,294,000	7,205,000	7,095,000	6,994,000	6,030,000	7,345,000	7,294,000	7,205,000	7,095,000	6,994,000
都道府県	528	324	327	311	301	258	1460	1950	1950	1850	1850	1850	1850	1850	1850	1850	1850

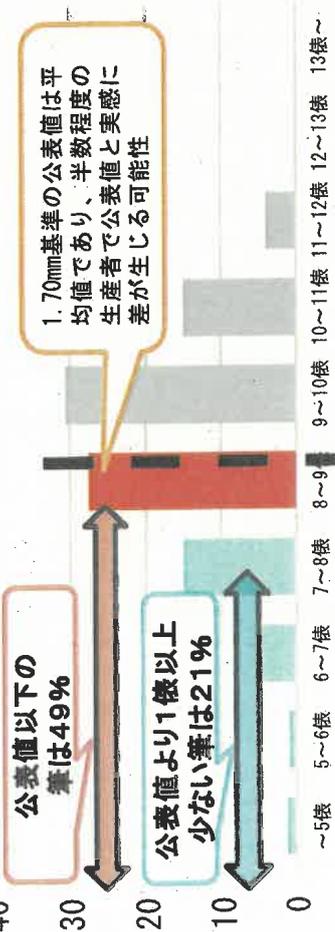
水稻作況調査の結果と生産現場の実感について（令和6年産）

- 調査結果の公表値は収量の少ないほ場から多いほ場までの平均値であり、これを下回る生産者は公表値を高く感じる可能性。また、多くの農家が使用しているふるい目（1.85mm, 1.90mm等）では一層公表値を高く感じる可能性。
- 作況指数は、平年収量と比較して示した指標であり、前年産収量の差とは異なるほか、減収したほ場から増収したほ場までである中での平均値であり、減収したほ場の生産者は公表値を高く感じる可能性。
- このほか、公表値は地域や品種により収量に差がある中での平均値であり、これを下回る地域や品種の生産者は公表値を高く感じる可能性。

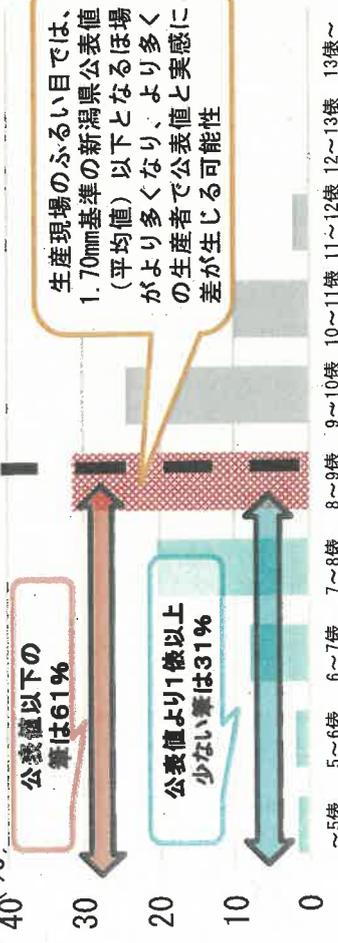
平均値（公表値）とふるい目による実感の違い

新潟県公表値 536kg（1.70mm以上）= 8.9 俵

40(%) 作況調査筆のふるい目幅1.70mm以上の収量分布（令和6年産）



多くの農家が使用しているふるい目幅以上（1.85mm）



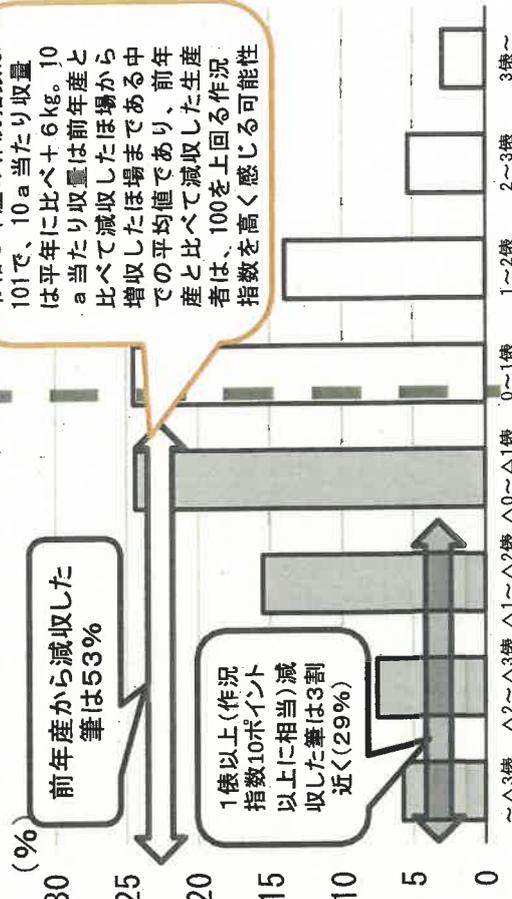
平年収量と前年産の収量との差による実感の違い

全国公表値 作況指数 101（農家ふるい目基準）

作況指数は、平年収量と比較して示した指標。収量が前年産を下回っても、平年を上回れば100を上回る

平年収量との差 +6kg

継続調査筆（前年産に続き本年産も調査を実施した筆）における前年産との収量の差の分布（令和6年産）



（農家ふるい目基準）

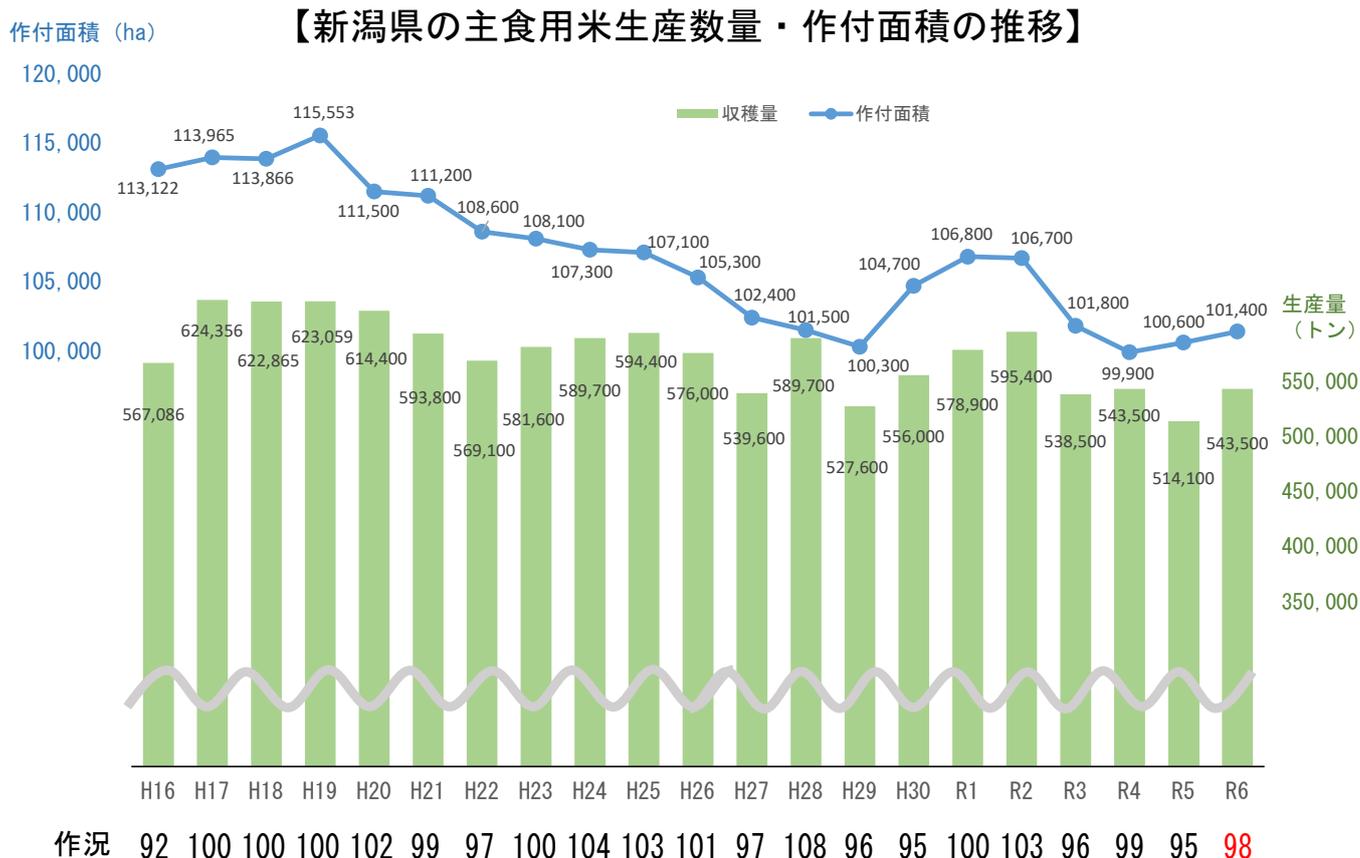
お問い合わせ先 新潟県拠点統計担当（025-224-1441）

令和 7 年産米の需要に応じた生産及び 産地交付金の活用方針について

令和 7 年 2 月 14 日
新潟県農業再生協議会

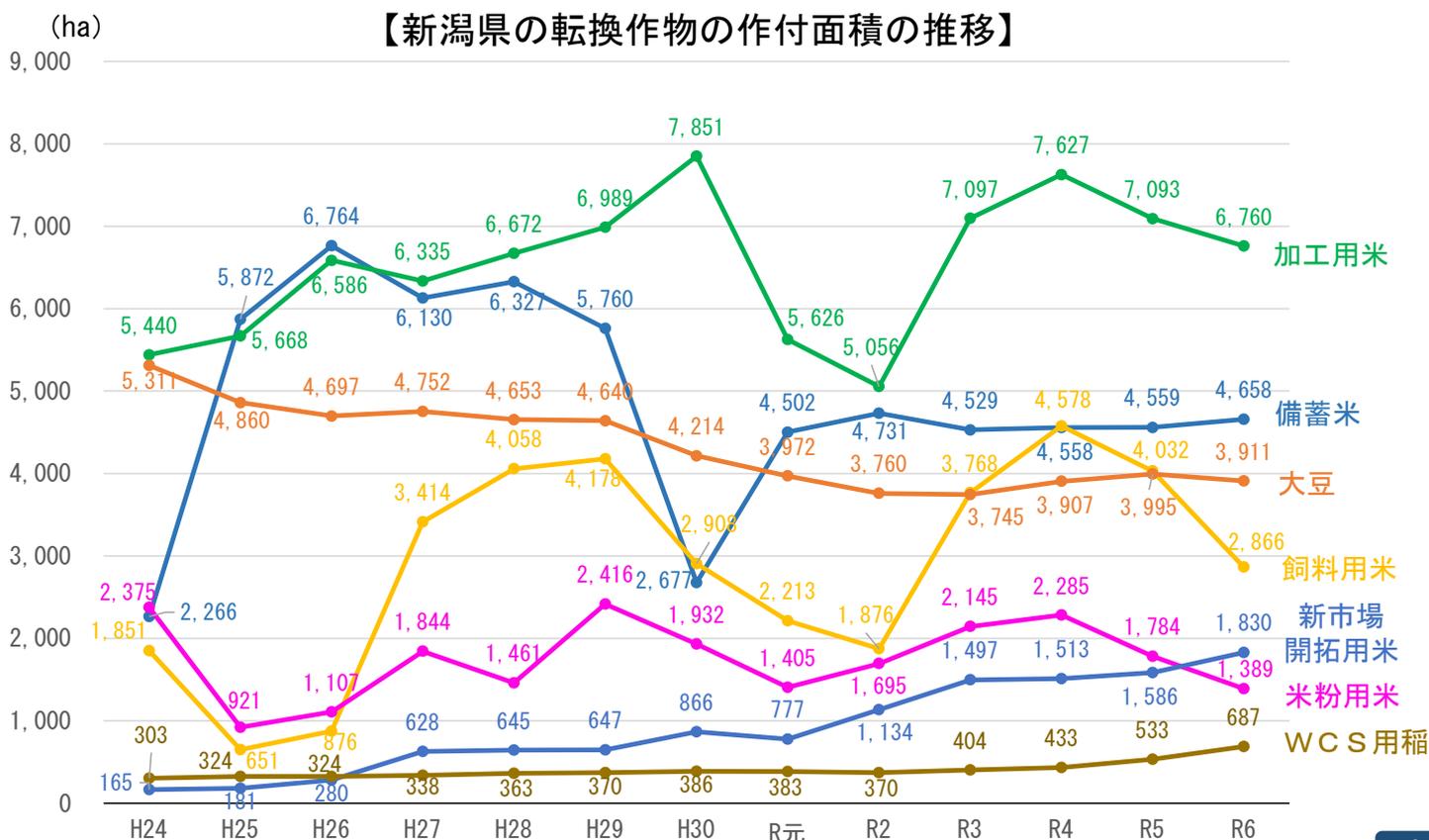
○ 新潟米をめぐる状況 ～主食用米の生産状況～

○ 本県の令和6年産の主食用米の作付面積は101,400ha（前年産から+800ha）、生産量は54.35万トン（作況98、前年産から+2.94万トン）となった。



○ 新潟米をめぐる状況 ～転換作物の生産状況～

○ 令和6年産は加工用米、飼料用米、米粉用米、大豆が減少したものの、新市場開拓用米、WCS用稲は増加し過去最大の面積となった。



○ 新潟米をめぐる状況 ～新潟米の在庫と相対取引価格の推移～

- 令和6年6月末の在庫量は12.1万トンで前年同時期から1.9万トン減少。
- 全国的な在庫量の減少等により、相対取引価格は大きく上昇。

【6月末民間在庫量と相対取引価格の推移（新潟米）】



※ 相対取引価格は年産平均価格。ただし、令和6年産は出回り～12月末の平均価格。

3

○ 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の改定（農林水産省）

- 国は、昨年10月に、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針において、令和7年の主食用米等生産量を前年産実績と同等の683万トンに設定。本年1月31日に基本指針を改定したが、**令和7年の主食用米等生産量は683万トンに据え置き**となった。
- また、備蓄米について、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が認める時は、買受資格者に対する主食用米としての備蓄米の売渡しを、政府が一定期間（1年以内）に当該備蓄米と同等量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとなった（**買戻し条件付売渡し**）。

		令和6年10月 (改定前)	令和7年1月 (改定後)	(万トン)	
令和6 /7年	令和6年6月末民間在庫量	A	153	153	
	令和6年度主食用米等生産量	B	683	679	全国の作況指数102→101 4万トン減少
	令和6/7年主食用米等需要量	C	674	674	
	令和7年6月末民間在庫量	D=A+B-C	162	158	
令和7 /8年	令和7年6月末民間在庫量	E=D	162	158	
	令和7年度主食用米等生産量	F	683	683	据え置き
	令和7/8年主食用米等需要量	G	663	663	
	令和8年6月末民間在庫量	H=E+F-G	182	178	

資料 農林水産省 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和7年1月）

4

○ 令和7年産の県生産目標

- 令和6年11月の県協議会で提示したとおり、令和8年6月末の在庫量を適正にするための令和7年産米の生産量は56.24万トン。
- 備蓄米の買戻し条件付売渡しが県内での実施されれば、令和6年度主食用米等生産量は一時的に増加することとなるが、1年以内に買い戻されるため、現時点では令和8年6月の在庫量への影響は限定的と想定される。

(万トン)

令和6 /7 年	令和6年6月末民間在庫量	A	12.13	
	令和6年度主食用米等生産量	B	54.35	備蓄米の売渡し (+α)
	令和6/7年主食用米等需要量	C	54.85	
	令和7年6月末民間在庫量	D=A+B-C	11.63	
令和7 /8 年	令和7年6月末民間在庫量	E=D	11.63	
	令和7年度主食用米等生産量	F=G+H-E	56.24	
	令和7/8年主食用米等需要量	G	54.30	
	令和8年6月末民間在庫量	H	13.57	

1年以内に買戻し

5

○ 令和7年産 主食用米の県生産目標

- 国の基本指針の見直しは、**県生産目標の算定に大きく影響を与えるものではなかった**ため、引き続き、昨年11月に設定した目標に向けて、推進を図ることとする。

【令和7年産の主食用米の県生産目標】

- 本県の主食用米の生産量は、令和5、6年と2年連続で目標数量を確保できておらず、全国の消費者が求めている需要に応えられなかった。
- 日本の食料供給基地として、食料安全保障の確保に貢献していくため、新潟米の年間を通じた安定供給が可能となるよう、適正な在庫量等を見直し、県生産目標を設定。
- 需要に応じた生産に向け、本県の令和8年6月末の在庫を適正量（年間需要量の3カ月分）とするための、令和7年産米の適正な生産量は56.24万トン。

新潟米を年間通じて安定供給していくため、
本県の令和7年産の主食用米の生産目標は56.24万トンとする。

	令和7年産 県生産目標	【参考】 令和6年産実績
生産量	56.24万トン	54.35万トン(作況98) 〔6年産が作況100だった場合〕 54.96万トン
面積換算	103,800 ha	101,400 ha

6

○ 令和7年産 非主食用米等の生産の方向性

○ 県内食品製造業者や畜産業者は、加工原料、粗飼料（牧草等）が手に入らず困っているため、全国流通の飼料用米や備蓄米よりも、加工用米、米粉用米、また、海外からの需要が伸びている輸出用米の生産に優先的に取り組む。

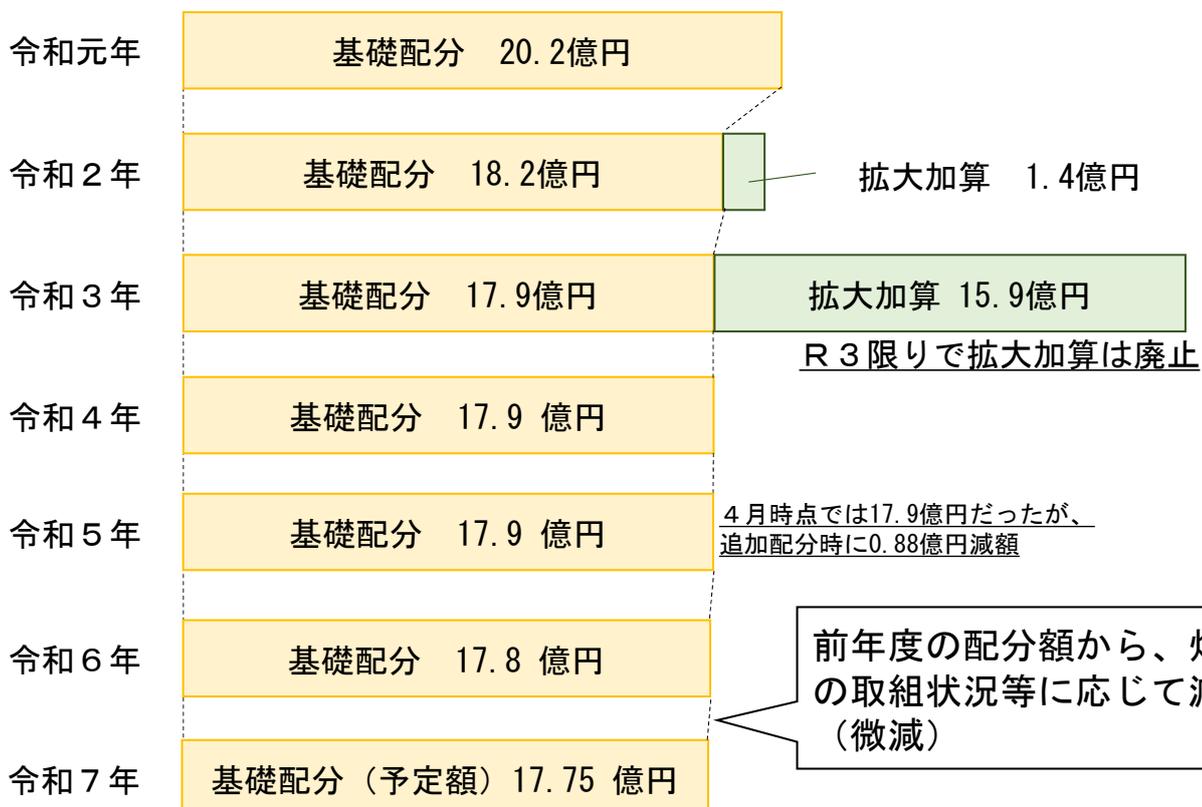
作物名等	6年産実績 (千ha)	7年産の方向性	
加工用米	6.8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内実需者が必要としている量を確保するため、生産を拡大 ・ 特に、安定供給につながる、「生産コスト低減技術と多収性品種の導入」を促し、低コスト・多収栽培を推進する 	<p>飼料用米、備蓄米から、加工用米、米粉用米、輸出用米へシフト</p>
米粉用米	1.4		
輸出用米 (新市場開拓用米)	1.8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外からのニーズのある品種を中心に、輸出を拡大 	
飼料用米	2.9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多収品種での取組を基本とし、県産飼料用米を必要としている県内畜産業者の需要に応じて生産 ・ これまで一般品種で取り組んできた場合は、加工用米、米粉用米、輸出用米へ転換 	
備蓄米	4.7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加工用米や米粉用米等の県産需要や、輸出用米の取組を優先 	
WCS用稲	0.7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入飼料の高騰が続き、県産粗飼料の需要が高まっているため、生産を拡大 	
飼料作物	0.3		
大豆	3.9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国産需要が高まっているため、水稻との輪作により生産を維持・拡大 	
麦	0.2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産小麦の需要に応えるため、水稻との輪作により生産を拡大 	

7

○ 令和7年度 産地交付金活用方針 ～本県への配分予定額～

○ 本県への配分予定額は17.75億円（前年度から微減）

【本県への産地交付金当初配分額の推移】



8

○ 令和7年度 産地交付金活用方針 ～活用方針と県設定支援～

- 令和7年度から産地交付金の支援方針の見直し、県設定では非主食用米を中心に支援し、地域協議会の支援はそれ以外の作物を中心とすることを基本とする。
(地域の実情に応じて非主食用米への上乗せも可能)
- 県設定では、県内食品製造業者から安定供給が求められている加工用米、米粉用米、海外からのニーズが高い輸出用米の支援を強化する。

産地交付金の活用方針

県設定支援	転換作物の大部分を占める非主食用米への支援
地域協議会による支援	県設定で支援しない作物（麦、大豆、高収益作物等）への支援中心

県設定支援

令和6年度 県設定支援【所要額 6.2億円】		令和7年度 県設定支援【所要額 10億円】	
①加工用米安定生産支援	6,000円/10a	①加工用米安定生産支援	10,000円/10a 単価UP
②新市場開拓用米 低コスト生産支援	6,000円/10a	②新市場開拓用米 低コスト生産支援	10,000円/10a 単価UP
③高収益作物拡大支援	拡大分 25,000円/10a	③米粉用米 生産性向上支援	10,000円/10a 新設
④WCS用稲・飼料作物 生産性向上支援	5,000円/10a	④WCS用稲・飼料作物 生産性向上支援	5,000円/10a

※ 各支援に上限単価を設定し、不用額が生じた場合は、上限単価の範囲で単価を増額する。

9

○ 令和7年度 産地交付金 ～地域農業再生協議会への配分～

- 地域協議会への配分にあたっては、これまでと同様に、
 - ① 前年度の転換作物の作付面積に応じた配分
 - ② 前年度の産地交付金基礎配分額に応じた配分
 - ③ 当年産の転換作物の作付計画に応じた配分
 の3要素で算定。
- ①、③の要素については、加工用米、米粉用米、新市場開拓用米を除いた転換作物の面積を用いて算出する。

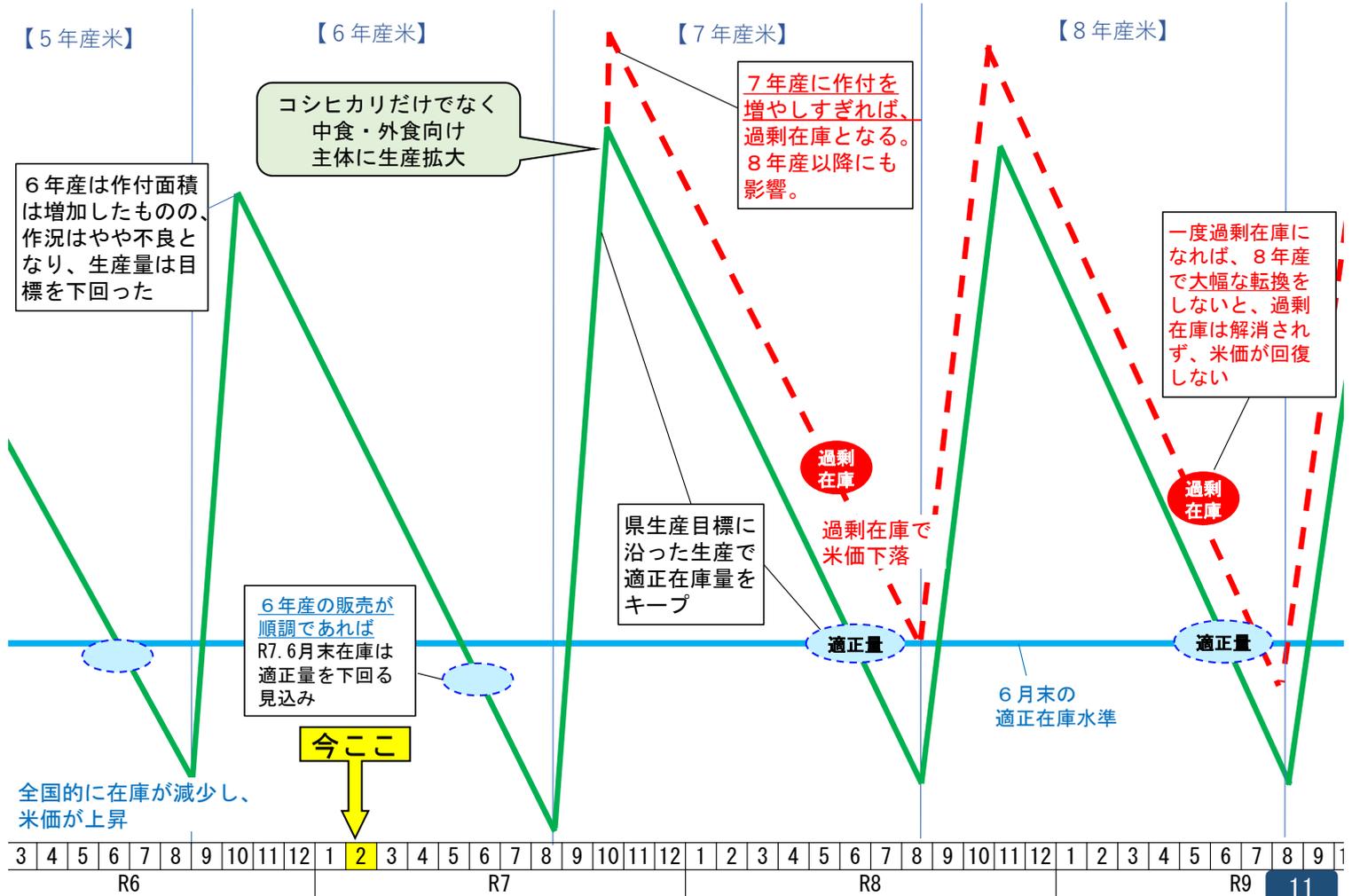
地域農業再生協議会への配分額

令和6年度 (11.6億円)		令和7年度 (7.8億円)	
① 前年度の転換作物(※)の作付面積 に応じた配分 (転換作物(※)の合計面積のシェア割 りで算出)	5.8 億円	① 前年度の転換作物(※)の作付面積に 応じた配分 (転換作物(※)の合計面積のシェア割 りで算出、ただし、加工用米、米粉用米、 新市場開拓用米を除いた面積)	3.9 億円
② 前年度の産地交付金基礎配分額 に応じた配分	4.6 億円	② 前年度の産地交付金基礎配分額に 応じた配分	3.1 億円
③ 当年産の転換作物(※)の作付計 画に応じた配分 (①の要素と同じ作物のシェア割 りで算出)	1.2 億円	③ 当年産の転換作物(※)の作付計 画に応じた配分 (①の要素と同じ作物のシェア割 りで算出)	0.8 億円

※ 転換作物：加工用米、米粉用米、新市場開拓用米、WCS用稲、飼料作物、飼料用米、麦、大豆、そば、高収益作物

10

○ 新潟米（主食用米）の在庫量の推移のイメージ



○ 令和7年産の推進

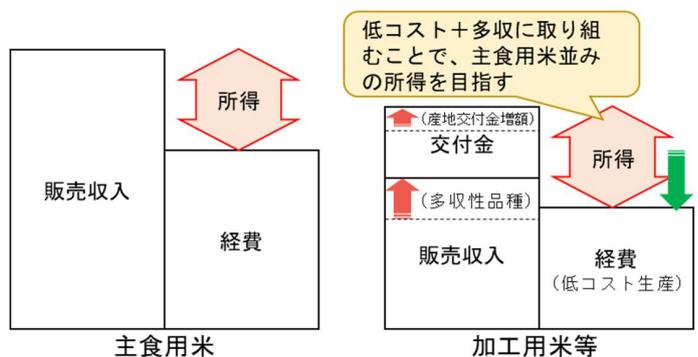
方針作成者や農業者への非主食用米生産の働きかけ

【方針作成者への働きかけ】

- 実施主体
 - ・ 県農業再生協議会（大規模方針作成者へ働きかけ）
 - ・ 地域農業再生協議会（地域の方針作成者へ働きかけ）
 - ・ 県地域振興局
- 推進方法
 - ・ 個別訪問、方針作成者を対象とした会議の開催 等
- 推進内容
 - ・ 方針に参加する農業者が持続可能な農業経営を展開するには、主食用米と非主食用米を合わせた水田農業全体での所得最大化が重要
⇒ 方針作成者として主体的に非主食用米の生産を促し、主食用米と非主食用米をセットで農業者から集荷すること
 - ・ また、労力分散や経営のリスクヘッジのため、コシヒカリ偏重ではなく、作業体系も考慮した多様な品種をバランスよく集荷すること

【農業者への働きかけ】

- 実施主体
 - ・ 地域農業再生協議会
 - ・ 県地域振興局
- 推進対象の明確化
 - ・ 労力分散や経営リスクの分散に向け、多様な米生産が必要な今後も規模拡大していく経営体を中心に推進
- 推進方法
 - ・ 個別訪問、説明会の開催、チラシの作成 等
- 推進内容
 - ・ 最大限のコスト低減と多収性品種の導入により所得を確保すること
 - ・ 作期分散や経営のリスクヘッジの観点も取り入れて作付計画を検討すること



新潟米基本戦略の改定について

1 主な改定の視点

- 基本的な考え方（主食用と非主食用を合わせた米全体での需要拡大と、生産者所得の最大化のための多様な米づくり）は継続しつつ、
 - ・ 地域計画に位置付けられた担い手による儲かる水田農業の実現
 - ・ 食料安全保障の確保、気候変動リスクへの対応
 の要素を加えて改定
- 県総合計画の見直しを踏まえた推進期間及び目標項目等を見直し
 推進期間：令和 7 年～令和 14 年（令和 10 年を中間見直し年とする）

2 中長期目標

- 稲作所得の向上（追加）
 （現況（直近値）：37,000 円/10a → 目標（R10）47,000 円/10a）
 ※ 農業構造の変化を踏まえ、中間年に見直し

<考え方>

国全体で主食用米の需要が減少する中、新潟米の国内シェアの向上や輸出の拡大等を通して粗収益を向上させるとともに、農地の集約化に加えて、直は栽培や高窒素鶏糞の導入、スマート農業技術の効果的な導入等を組み合わせることで省力化・低コスト化を推進し、稲作所得を 1 万円/10a 向上させる。

- 米産出額等（継続）
 （現況（直近値）：1,370 億円 → 目標（R14）1,458 億円）

3 改定スケジュール

- 今後、関係団体等へ意見照会し、県農業再生協議会総会（3月24日開催予定）において、再度改定案について諮る。

<今後のスケジュール>

時期	事柄
2月14日	【県農業再生協議会で検討】 ・改定案について検討 ・会員及び専門委員から意見聴取
2月中旬～	【関係団体等へ意見照会】 ・市町村、JAのほか、指導農業士会、稲作経営者会議等を予定
3月24日	【県再生協議会 定時総会】 ・関係団体等からの意見を踏まえ、決議 →公表

R7～見直し（案）

I 基本的な考え方

本県は、米の主食用米と非主食用米とを合わせ全国一の生産を担い、主食用と非主食用を合わせた米の産出額が農業産出額の約6割を米が占める米主産地であるため、我が国の食料供給基地として、水田機能を維持しながら食料安全保障の確保に貢献していくとともに、稲作経営の安定化により持続可能な水田農業を展開していく必要がある米を基幹とした水田農業が展開されている。

国内では、高齢化や人口減少や新型コロナウイルス感染症等に伴い、中長期的に主食用米の需要が減少が見込まれている中で、本県の基幹産業である稲作農業と、本県を代表する地場産業である新潟清酒や米菓など米関連産業が連携し、双方の振興を図るとともに、海外での需要の高まりに応じた米の輸出拡大を進める必要がある。

そのため、米については、需要に応じた生産を基本としつつ、主食用・非主食用米を合わせた米全体での需要拡大と、生産者所得の最大化のための多様な米づくりを推進する。

更に、本県の強みである米に加え、輸入依存度の高い国産麦・大豆のほか、WC S用稲等飼料作物の生産ニーズの高まりへの対応や、園芸導入・拡大により経営の幅を広げ、水田フル活用によ

新潟米基本戦略(R3. 3～)

I 基本的な考え方

本県は、主食用米と非主食用米とを合わせ全国一の米生産を担い、農業産出額の約6割を米が占める米主産地であり、米を基幹とした水田農業が展開されている。

人口減少や新型コロナウイルス感染症等により、主食用米の需要が減少している中で、本県の基幹産業である稲作農業と、本県を代表する地場産業である新潟清酒や米菓など米関連産業が連携し、双方の振興を図る必要がある。

そのため、米については、需要に応じた生産を基本としつつ、主食用・非主食用米を合わせた米全体での需要拡大と、生産者所得の最大化のための多様な米づくりを推進する。

更に、本県の強みである米に加え、国産大豆等のニーズの高まりへの対応や、園芸導入により経営の幅を広げ、水田フル活用による本県農業の成長産業化を進める。

る本県農業の成長産業化を進める。

Ⅱ 目指す方向

今後も農業者の減少や高齢化が進行する中、の進展がみこまれることから、農地中間管理事業等の効果的な活用により地域計画に位置付けられた担い手への農地集積の進展が見込まれることから、農地中間管理事業等の効果的な活用により農地の集約化を強力に進めるとともに、スマート農業技術等の効果的な導入・活用普及拡大による作業の省力化・効率化を進め、水田農業の生産性の向上を図り、儲かる水田農業の実現を目指す。

また、平場に比べ、生産条件の不利性から規模拡大が難しい中山間地域においては、雪や棚田などの地域資源を活用した付加価値の高い米づくりを進めるとともに、農家戸数の減少や高齢化が顕著であることから、農業以外の分野からの参画を得ながら、多様な人材が多様な働き方により、の参画により経営基盤の強化を図り、将来にわたって農地や水系を維持できる地域の営農体制づくりを進める。

1 米

銘柄間で需給に差があるため、各用途ごとに需要に応じた生産を推進するとともに、は種前契約・複数年契約等の事前契約等を推進し、安定的な取引の実現を図る。

併せて、近年、異常高温の常態化が懸念される中、新潟米を安定生産・供給していくためには、気候変動リスクに備えた栽培技

Ⅱ 目指す方向

今後も更なる担い手への農地集積の進展が見込まれることから、農地中間管理事業等の効果的な活用により農地の集約化を進めるとともに、スマート農業等の普及拡大による作業の省力化・効率化を進め、水田農業の生産性の向上を図る。

また、中山間地域においては、農家戸数の減少や高齢化が顕著であることから、多様な人材の参画により経営基盤の強化を図り、将来にわたって農地を維持できる地域の営農体制づくりを進める。

1 米

銘柄間で需給に差があるため、用途ごとに需要に応じた生産を推進するとともに、は種前契約・複数年契約等の事前契約等を推進し、安定的な取引の実現を図る。

併せて、経営規模の拡大に対応し、農作業ピークの平準化や気象災害等のリスクに対応する観点から、機械・施設の規模や労力

術などの「短期的な対策」と、高温耐性品種を中心とした品種構成への転換等を目指す「中・長期的な対策」を、着実に進めていく必要がある。

また、農業者の減少や高齢化の進行に伴い、農地の受け皿となる担い手の経営規模の拡大を効率的に進めていくとともに、~~に~~対応し、農作業ピークの平準化や気象災害等のリスクに対応のする観点からも、熟期の異なる複数品種の作付けや直は栽培の導入など、作付け計画の見直しを推進する。

(1) 主食用米

ア コシヒカリ

国内外での知名度が高い本県の主力品種であり、その需要に見合った生産を行う一方で、~~異常高温下においても、安定した食味・品質を確保するため、後期栄養の確保に向けた技術対策や適期収穫、土づくりの励行等を通じて、食味を重視した米づくりを徹底する。~~

~~なお、中山間地域等においては立地条件を活かし、付加価値の高い米づくりを進める。~~

イ 新之助

全国的な認知度の向上を図り国内をはじめ海外でのニーズも視野に需要を拡大するとともに、高いレベルで安定した食味・品質の確保を最優先とした取組を推進する。

等に応じた品種構成を推進する。

(1) 主食用米

ア コシヒカリ

家庭内消費が中心であり、その需要に見合った生産を行う一方で、食味・品質を確保するため、食味を重視した米づくりを徹底する。

なお、中山間地域等においては立地条件を活かし、付加価値の高い米づくりを進める。

イ 新之助

全国的な認知度の向上を図り需要を拡大するとともに、高いレベルで安定した食味・品質の確保を最優先とした取組を推進する。

ウ 業務用米

近年、新潟米についても中食・外食需要が拡大していることから、低コスト生産を基本に、実需者のニーズや気候変動等へのリスク回避を踏まえながら品種を選定した上で、安定生産・供給としつつ、新型コロナウイルス感染症の影響により業務用米需要が減少する中、事前契約で確実な需要を見極め、需要の見込めない米については、多収性品種を中心に非主食用米への転換を推進する。

(2) 非主食用米

県内の食品製造事業者や海外からの新潟米のニーズが高まっており、これらのニーズに応えながら、所得を確保するため、多収性品種を用いた省力・低コスト栽培等により、加工用米・輸出用米・米粉用米の安定生産・供給を図る。

加工用米・輸出用米・米粉用米は、県内をはじめ国内外の外食・食品産業等との関係を構築し需要の拡大を図るとともに、生産者の所得確保に向け、多収穫、低コスト栽培を推進する。

米価変動の影響を受けない飼料用米は、国の支援制度を踏まえ、水田フル活用や経営の安定化の観点から活用を図る。

(3) 消費拡大対策等

安定した供給力や食味・品質への評価、バリエーション豊富な品揃え等の新潟米の強みを活かしたプロモーションを、集荷団体や流通事業者等と連携しながら、県内外で展開するとともに

ウ 業務用米

低コスト生産を基本としつつ、新型コロナウイルス感染症の影響により業務用米需要が減少する中、事前契約で確実な需要を見極め、需要の見込めない米については、多収性品種を中心に非主食用米への転換を推進する。

(2) 非主食用米

加工用米・輸出用米・米粉用米は、県内をはじめ国内外の外食・食品産業等との関係を構築し需要の拡大を図るとともに、生産者の所得確保に向け、多収穫、低コスト栽培を推進する。

米価変動の影響を受けない飼料用米は、国の支援制度を踏まえ、水田フル活用や経営の安定化の観点から活用を図る。

(3) 消費拡大対策等

コシヒカリについては、引き続きメディア等を活用したPRを実施するとともに、新之助については、全国ブランドとしての定着に向けて、首都圏に加え、関西・中京圏を中心に認知度

に、加工用米や米粉用米等の食品製造事業者等への働きかけを通じて、主食用米と非主食用米を合せた新潟米全体での消費拡大を推進する。

コシヒカリについては、引き続きメディア等を活用したPRを実施するとともに、新之助については、全国ブランドとしての定着に向けて、首都圏に加え、関西・中京圏を中心に認知度向上と販路拡大を図るプロモーション等を展開するなど、オール新潟による新潟米ブランドの維持強化を図る。

また、主食用米の急激な需要の減少に対応するため、輸出事業者や企業等と連携を図りながら、輸出用米の販路開拓や加工用米・米粉用米の需要拡大を進める。

2 大豆・麦等

世界的な穀物需要の拡大などを踏まえれば、輸入依存度が高い大豆・麦については、近年、作付面積が縮小傾向にある中、県内外の実需者からの需要やニーズに対応しながら、作付を拡大するとともに、収量・品質の高位平準化を図る。

また、そばは中山間地域等において地元実需者と結びついた生産が行われるなど、重要品目であり、地域の活性化にもつながる重要品目であるため、安定生産を推進する。

併せて、「新潟県園芸振興基本戦略」に基づき、県内各地で地域の特性や優位性を活かした園芸生産の導入や取組の拡大を推進する。

向上と販路拡大を図るプロモーション等を展開するなど、オール新潟による新潟米ブランドの維持強化を図る。

また、主食用米の急激な需要の減少に対応するため、輸出事業者や企業等と連携を図りながら、輸出用米の販路開拓や加工用米・米粉用米の需要拡大を進める。

2 大豆・麦等

大豆・麦については、近年、作付面積が縮小傾向にある中、県内外の実需者からの需要やニーズに対応し、作付を拡大するとともに、収量・品質の高位平準化を図る。

また、そばは中山間地域等において重要品目であり、地域の活性化にもつながるため、安定生産を推進する。

併せて、「新潟県園芸振興基本戦略」に基づき、県内各地で地域の特性や優位性を活かした園芸生産の取組拡大を推進する。

3 WCS用稲、飼料作物

輸入飼料の価格高騰等に伴い、県内の畜産業者からの県産粗飼料へのニーズが高まっているため、耕畜連携によるWCS用稲や飼料作物の生産拡大、堆肥の利活用を進めながら、地域内流通及び県内全域での自給飼料の流通体制づくりを推進する。

なお、米価変動の影響を受けない飼料用米は、国の支援制度を踏まえ、多収品種での取組を基本に、県内畜産業者の需要に応える地域内流通など、畜産振興水田フル活用や稲作経営の安定化の観点から活用を図る。

Ⅲ 目標

1 長期目標

(1) 米産出額等

令和14年度の米等産出額等を1,458億円とする。

<考え方>

- 米、大豆・麦・そば等の生産物の産出額と、水田活用の直接支払交付金等（コメ新市場開拓等促進事業等も含む）を合わせた額を産出額等目標とする。
- 需要に応じた生産を基本に、主食用米との生産量は、近年の需給動向に応じ減少させるとともに、非主食用米を合せた新潟米全体の産出額等については向上拡大を図りながら、交付金の確保も図るにより産出額を向上させる。

Ⅲ 目標

1 長期目標

令和6年度の米等産出額を1,585億円とする。

<考え方>

- 米、大豆・麦・そば等の生産物の産出額と、水田活用の直接支払交付金を合わせた額を産出額目標とする。
- 主食用米の生産量は、近年の需給動向に応じ減少させるとともに、非主食用米については拡大を図り、交付金の確保により産出額を向上させる。

~~○ 大豆・麦については、水稲との作業競合の回避や労働時間の低減につながり、また、国の交付金を活用することで主食用米並みの所得を確保できることから、既存産地を中心に取組の拡大を図る。~~

○ 大豆・麦については、水稲との作業競合の回避や労働時間の低減につながり、また、国の交付金を活用することで主食用米並みの所得を確保できることから、既存産地を中心に取組の拡大を図る。

近年の米等産出額等の推移 (単位：億円)

	R 2	R 3	R 4	R 5
米	1,503	1,252	1,319	1,255
大豆等				
交付金	84	143	127	115
計	1,587	1,395	1,446	1,370

近年の米等産出額等の推移 (単位：億円)

	H28	H29	H30	R元
米	1,484	1,417	1,445	1,501
大豆等	15	13	12	12
交付金	75	84	71	58
計	1,574	1,514	1,528	1,571

(2) 稲作所得の向上

稲作の10a当たりの所得を10,000円/10a向上させる。(令和10年度)

<考え方>

○ 引き続き、主食用米の有利販売や、需要に応じた生産を実践するとともに、農地の団地化やスマート農業技術等の効果的な導入等による省力・低コスト化と併せ、作期分散や多収性品種の活用による非主食用米の生産を、水田経営を支える一つの部門として位置付け、主食用米・非主食用米を合わせた水稲の10a当たり所得の向上を目指す。

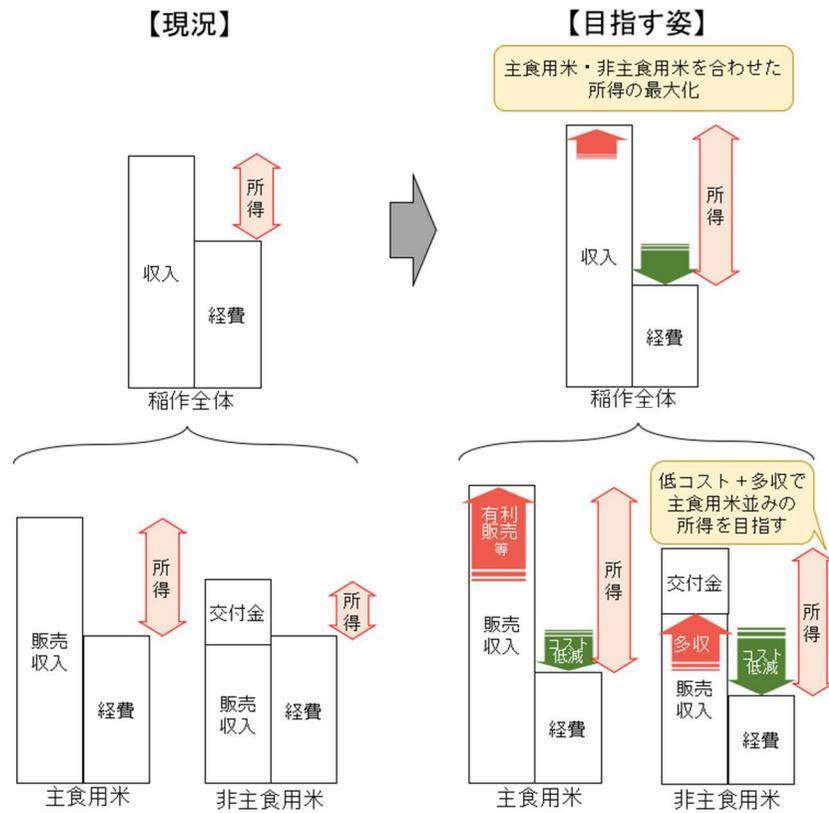
※ 農業構造の変化を踏まえ、中間年に目標の水準を見直す。

・主食用米・非主食用米を合わせて所得を向上させ、持続可能な水田農業経営を展開できる環境を整備していく観点から、当該目標項目を新たに設定

稲作所得の現状と目標

現況 (※)	目標 (R10)
37,000 円/10a	47,000 円/10a (+10,000 円)

(※) 現況は、農産物生産費統計（農林水産省）の10a 当たり所得の
令和元年から令和4年の平均



~~2 品種構成~~

~~担い手への農地集積が進む一方、異常気象が常態化しつつある中、気象災害等のリスクへの対応や、機械・施設等の有効利用が図られるよう、特に中生品種に集中している地域において品種構成の適正化を進める。なお、品種選定に当たっては、地域の水利条件等を考慮した上で検討する。~~

<※ 表を削除>

2 品種構成

担い手への農地集積が進む一方、異常気象が常態化しつつある中、気象災害等のリスクへの対応や、機械・施設等の有効利用が図られるよう、特に中生品種に集中している地域において品種構成の適正化を進める。なお、品種選定に当たっては、地域の水利条件等を考慮した上で検討する。

熟期	R2 (現状)					R6 (目標)				
	県全体					県全体				
						地域別めやす				
		一般	魚沼	岩船	佐渡		一般	魚沼	岩船	佐渡
早生	31%	37%	5%	28%	19%	概ね3割	35% (現状維持)	10%	30%	20%
中生	66%	60%	95%	71%	80%	概ね6割	55%	85%	65%	75%

~~※1 令和2年産は、新潟県種子協会による播種用種子の配布実績により推計~~

~~※2 ラウンドの関係で計が100%を超える場合がある~~

2 年産別生産目標

新潟米の需要に応じた生産に資するよう、直近の需要実績や作柄、需要見通し等を踏まえ、生産目標を毎年設定する。

IV 推進期間

令和7年度から令和14年度とする。(中間見直し：令和10年)

V 新潟米基本戦略の実現に向けた取組

1 地域条件を踏まえた営農体制の構築

~~地域計画に位置付けられた担い手が、農地の利用調整が進まず、分散した農地が多く作業効率が上がらないことから、コスト低減の観点からも、実質化された人・農地プランを踏まえ、農地を効~~

晩生	3%	4%	1%	1%	1%	概ね1割	10%	5%	5%	5%
----	----	----	----	----	----	------	-----	----	----	----

※1 令和2年産は、新潟県種子協会による播種用種子の配布実績により推計

※2 ラウンドの関係で計が100%を超える場合がある

3 年産別生産目標

新潟米の需要に応じた生産に資するよう、直近の需要実績や作柄、需要見通し等を踏まえ、生産目標を毎年設定する。

IV 推進期間

令和3年度から令和6年度とする。

V 新潟米基本戦略の実現に向けた取組

1 地域条件を踏まえた営農体制の構築

農地の利用調整が進まず、分散した農地が多く作業効率が上がらないことから、コスト低減の観点からも、実質化された人・農地プランを踏まえ、農地を効率よく担い手に集約・集積するため、

率よく担い手に集積・集約化できるようにするため、農地中間管理事業等の効果的な活用を推進する。また、規模拡大や法人間等の連携等による営農体制の再編に向けた機械・施設の整備等により、受け手農家の経営体質の強化を推進する。

中山間地域においては、「ビレッジプラン 2030」や中山間地域等直接支払制度により、持続可能な営農や集落機能の維持・発展に向けた取組を「~~ビレッジプラン 2030~~」として全県で展開する。

※ ~~「ビレッジプラン 2030」~~

~~——中山間地域農業の維持・発展を図るため、県・市町村・関係機関等の連携のもと、全県で 2030 年までの 10 年間で 100 地域の将来プランの策定及びその実践活動の支援を展開するもの。~~

2 技術対策等の推進

(1) 水稲

ア 基本技術の周知・徹底

コシヒカリを中心とした高品質で良食味な新潟米を安定生産・供給していくへのニーズに対応するため、コンパクトで丈夫な稲づくりを基本とし、新潟米異常高温時等管理対策指針に基づく状況に応じた速やかな技術対策を徹底するとともに、き、適期収穫と適正乾燥・調製、土づくり等の重点的な栽培管理対策を毎年度設定するとともに、対策の周知・着実な実践徹底を推進する図る。

また、気象や生育状況などについて関係者で共有した上

農地中間管理事業等の効果的な活用を推進する。また、規模拡大や法人等の連携による営農体制の再編に向けた機械・施設の整備等により、受け手農家の経営体質の強化を推進する。

中山間地域においては、持続可能な営農や集落機能の維持・発展に向けた取組を「ビレッジプラン 2030」として全県で展開する。

※ 「ビレッジプラン 2030」

中山間地域農業の維持・発展を図るため、県・市町村・関係機関等の連携のもと、全県で 2030 年までの 10 年間で 100 地域の将来プランの策定及びその実践活動の支援を展開するもの。

2 技術対策等の推進

(1) 水稲

ア 基本技術の周知・徹底

コシヒカリを中心とした高品質で良食味な新潟米へのニーズに対応するため、新潟米異常高温時等管理対策指針に基づき、重点的な栽培管理対策を毎年度設定するとともに、対策の周知・徹底を図る。

また、緊急時には、迅速に関係機関と対応方針を検討する会議を開催し、技術対策の指示、迅速な情報提供等を行う。

で、緊急時には、迅速に関係機関と対応方針を検討する会議を開催し、技術対策の検討指示、迅速な情報提供等を行う。

イ 作期分散の推進・品種構成の見直し

地域の環境条件を考慮し、気候変動による品質低下、気象災害・病虫害多発時のリスク~~危険~~分散を図るとともに、機械・施設等の効率的な稼働による適期作業が可能となるよう、作期分散を推進する。

また、気候変動リスクの低減や労力分散の観点から、高温耐性品種を中心とした品種構成への見直しを推進する。

ウ 異常気象に対応した管理技術の実践

近年の気候変動を踏まえた中で、生産現場に対し、異常高温に備えた技術対策の着実な実践を徹底するとともに、その実践の状況や米の収量・品質に及ぼす影響を分析し、分析結果を踏まえ、翌年度の重点的な技術対策に反映させていく。

エ 低コスト・省力化技術の推進

稲作経営体の規模拡大等に対応していくために、水田の大区画化を進めるとともに、先進的なスマート農業技術等の先進的な技術の効果的な導入・活用に関する情報提供や実証・展示ほの設置等による技術支援、機械・施設等の導入支援、直はなどの栽培方法や品種・用途ごとの団地化の推進などにより低コスト・省力化の取組を推進する。

イ 作期分散の推進

地域の環境条件を考慮し、気候変動による品質低下、気象災害・病虫害多発時の危険分散を図るとともに、機械・施設等の効率的な稼働による適期作業が可能となるよう、作期分散を推進する。

ウ 低コスト・省力化技術の推進

稲作経営体の規模拡大等に対応していくために、水田の大区画化を進めるとともに、スマート農業等の先進的な技術に関する情報提供や実証・展示ほの設置等による技術支援、機械・施設等の導入支援などにより低コスト・省力化の取組を推進する。

オ 消費拡大対策等の推進

主食用米では、トップブランドの双璧であるコシヒカリ、新之助に加え、多様な銘柄を有するを中心とした新潟米の強みを活かしたブランドの維持強化を図るため、関係機関と連携を図りながら、効果的なプロモーションを集荷団体や流通事業者等と連携しながら県内外で等を展開する。

成長する海外の需要を取り込むため、輸出事業者や企業等と連携を図りながら、輸出用米の販路開拓を進める。

加工用米及び米粉用米については、実需者への働きかけ等を通じて、消費拡大を推進する。

(2) 大豆・麦等

安定的に収量・品質を確保するためには、排水対策が重要であることから、重点技術対策を徹底するとともに、地下水位制御システムや暗きょ排水等の施工による汎用化水田の整備を推進する。また、連作障害回避のため、ブロックローテーションや輪作体系を推進するとともに、労働力や機械・農地の有効利用の観点から、大規模経営体を中心に導入を推進する。

併せて、重点技術対策の普及拡大と徹底を図るため、地域の主要な経営体を重点対象として位置づけて技術対策の徹底を推進するを図る。

エ 消費拡大対策等の推進

コシヒカリ、新之助を中心とした新潟米ブランドの維持強化を図るため、関係機関と連携を図りながら、効果的なプロモーション等を展開する。

(2) 大豆・麦等

安定的に収量・品質を確保するためには、排水対策が重要であることから、重点技術対策を徹底するとともに、地下水位制御システムや暗きょ排水等の施工による汎用化水田の整備を推進する。また、連作障害回避のため、ブロックローテーションや輪作体系を推進するとともに、労働力や機械・農地の有効利用の観点から、大規模経営体を中心に導入を推進する。

併せて、重点技術対策の普及拡大と徹底を図るため、地域の主要な経営体を重点対象として位置づけ技術の推進を図る。

3 各段階における役割

生産者や集荷業者・団体の自主的な経営判断に基づいた需要に応じた生産・販売に資するよう、県農業再生協議会・地域農業再生協議会・認定方針作成者の役割を規定する。

(1) 県農業再生協議会

需給動向に応じた生産目標を設定するとともに、地域農業再生協議会、認定方針作成者、農業者及び関係機関に対し新潟米の販売状況等の情報提供を行う。

また、産地交付金の県枠を活用し、県全体の需要に応じた生産主食用米から非主食用米等への転換を推進する。

(2) 地域農業再生協議会

国や県農業再生協議会から提供された情報等を踏まえ、需要動向に応じた適切な地域目標を設定するとともに、認定方針作成者等に対し、新潟米の需給動向の情報等を提供し、需要に応じた生産・販売に取り組むよう働きかける。

また、産地交付金等を有効に活用しながら、需要に応じた生産を推進し主食用米から非主食用米等への転換を図り、地域の実情に応じた特色ある産地づくりを進める。

(3) 認定方針作成者

需要に応じた米の生産・販売の重要な推進主体として、農業者に対し需給動向等の情報を提供する。とともに、

また、全国及び県の需給動向を踏まえつつ、は種前契約・複

3 各段階における役割

生産者や集荷業者・団体の自主的な経営判断に基づいた需要に応じた生産・販売に資するよう、県農業再生協議会・地域農業再生協議会・認定方針作成者の役割を規定する。

(1) 県農業再生協議会

需給動向に応じた生産目標を設定するとともに、地域農業再生協議会、認定方針作成者、農業者及び関係機関に対し新潟米の販売状況等の情報提供を行う。

また、産地交付金の県枠を活用し、県全体の主食用米から非主食用米等への転換を推進する。

(2) 地域農業再生協議会

国や県農業再生協議会から提供された情報等を踏まえ、需要動向に応じた適切な地域目標を設定するとともに、認定方針作成者等に対し、新潟米の需給動向の情報等を提供し、需要に応じた生産・販売に取り組むよう働きかける。

また、産地交付金等を有効に活用し、主食用米から非主食用米等への転換を図り、地域の実情に応じた特色ある産地づくりを進める。

(3) 認定方針作成者

需要に応じた米の生産・販売の重要な推進主体として、農業者に対し需給動向等の情報を提供する。

また、全国及び県の需給動向を踏まえつつ、は種前契約・複

数年契約等の事前契約による確実な需要に基づく主食用米の生産を推進するとともに、非主食用米や大豆等の安定的な供給体制の構築を進める。

また、農業者が持続可能な水田経営を展開できるよう、労力分散や経営のリスク分散につながる多様な品種・用途の生産や、多収性品種の導入とコスト低減等による所得の確保を促す。

VI 技術開発等

1 異常気象等への対応

近年、異常気象が常態化していることから、異常高温やフェーン現象等の気象変動へ速やかに対応できるよう、気象データ及び水稲生育データ等を用いた生育予測システムフェーンのリスク予測の手法を検討し、水管理、施肥等の栽培管理技術について開発や、異常高温下での施肥法の改善などの新たな栽培技術の開発を進め、生産現場での実装を目指す。

併せて、高温、乾燥条件においても品質が低下しづらい高温耐性新品種の開発を進め、早生から晩生まで、暑さに強く良食味な品種のラインナップ化を図る。

2 規模拡大等に対応したスマート農業技術への対応

スマート農業技術は、生産性の向上につながるとともに、熟練農業者のノウハウをデータ化・自動化することで、初心者でも取り組みやすい農業の実現に寄与するなど、新潟米生産の省力化と

数年契約等の事前契約による確実な需要に基づく主食用米の生産を推進するとともに、非主食用米や大豆等の安定的な供給体制の構築を進める。

VI 技術開発等

1 異常気象等への対応

近年、異常気象が常態化していることから、フェーン現象等の気象変動に対応できるよう、フェーンのリスク予測の手法を検討し、水管理、施肥等の栽培管理技術について開発を進める。

併せて、高温、乾燥条件においても品質が低下しづらい高温耐性新品種の開発を進める。

2 規模拡大等に対応したスマート農業への対応

スマート農業は、生産性の向上につながるとともに、熟練農業者のノウハウをデータ化・自動化することで、初心者でも取り組みやすい農業の実現に寄与することから、民間企業や農業法人等

収量・品質の確保の両立に貢献することから、民間企業や農業法人等と連携し、人工衛星等を活用した水稻モニタリング技術の開発、共同研究や現地実証による取組を進める。

と連携し、共同研究や現地実証による取組を進める。

VII 推進体制

新潟県及び新潟県農業再生協議会は、地域農業再生協議会、市町村及び認定方針作成者と連携し、本県における米政策の円滑な推進を図る。

VII 推進体制

新潟県及び新潟県農業再生協議会は、地域農業再生協議会、市町村及び認定方針作成者と連携し、本県における米政策の円滑な推進を図る。

